

# 広島マスターズ陸上競技連盟規約

## 第1章 総 則

### 第1条（名称・事務局）

この連盟は広島マスターズ陸上競技連盟(以下「連盟」)と称し、事務所は広島市東区牛田旭2丁目20番1号に置く。

### 第2条（目的）

この連盟は、広島県内の若者から中高年齢者の陸上競技愛好者をもって組織し、陸上競技の普及と振興に寄与する。

2. 生涯スポーツとして心身の健康と保持増進を図り、合わせて生きがいのあるライフワークに寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第3条（事業）

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マスターズ陸上競技大会の開催及び国内・国際マスターズ陸上競技大会への積極的参加
- (2) 陸上競技に関する講習会、実技指導、健康づくりに関すること
- (3) 日本陸上競技連盟、日本マスターズ陸上競技連合、及び中国マスターズ陸上競技連盟への加盟登録の申請をする。
- (4) 記録の報告及び日本記録・県記録の公認申請
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

### 第4条（会員）

会員は広島県内に在住、もしくは勤務地を有する者とする。

2. 会員の年齢は、男女とも満18歳以上とする。
3. 実業団及び学生連合の登録者も入会できる。
4. 会員は第2条の目的に賛同し、当該年の登録費を納入した者とする。
5. 会員の入会手続きは別途定める。

### 第5条（名誉会員）

名誉会員については、別途細則に定める。

### 第6条（賛助会員）

賛助会員については、別途細則に定める。

## 第2章 役 員

### 第7条（役員）

当連盟に次の役員を置く。

- (1) 地域選出理事（20名）
- (2) 理事会推薦理事（若干名）
- (3) 監事（2名）

2. 理事のうち、会長・副会長(2名)・理事長・副理事長(2名)・常務理事(若干名)・事務局長・会計理事とする。

#### 第8条 (役員を選出)

会長・副会長・理事長は理事の互選により理事会で選出し、総会で承認する。

2. 地域選出理事はブロックごとに互選し、総会で承認する。ただし、理事の数及び地域割については別途細則に定める。
3. 理事会推薦理事は、この連盟の目的を達成するため必要と認める者を理事会で選出し、総会で承認する。
4. 常務理事は、理事の互選により会長が委嘱する。
5. 副理事長は、会長が推薦し理事会で承認する。
6. 事務局長と会計理事は、会長が推薦し理事会で承認する。
7. 監事は理事以外の会員から会長が推薦し、理事会で承認する。

#### 第9条 (役員職務)

会長は連盟の業務を統括し、連盟を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序にそってその職務を代行する。
3. 理事長は連盟を運営し、業務を掌理する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはあらかじめ会長が指名した順序によってその職務を代行する。
5. 常務理事は、連盟の重要案件を審議する。
6. 理事は、連盟の業務を執行する。
7. 監事は連盟の業務及び財務の状況を監査し、理事会及び総会で報告する。必要ある場合は、理事会及び臨時総会の召集を請求できる。
8. 会計理事は理事長の管轄のもと、会計に関する職務を行う。
9. 事務局長は事務局員と事務局を構成し、連盟の庶務事項(記録、諸連絡等重要書類の保管)を担当する。

#### 第10条 (役員任期)

役員任期は1期2年とする。(新役員選出までとする。)ただし、再任は妨げない。  
なお、欠員により補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

### 第3章 会 議

#### 第11条 (会議)

会議は、総会・常務理事会・理事会・専門委員会とし、総会・常務理事会及び理事会は会長が招集する。

2. 会議は委任状を含む構成員の過半数をもって成立し、議事の決議は出席者の過半数をもって決定する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

#### 第12条 (総会)

総会は年度終了後2ヶ月以内に会長が召集し、毎年1回開催する。

なお、

- (1) 事会が必要と認めた時
- (2) 会員の1/3から請求があった時は、早急に臨時総会を開催しなければならない。

2. 総会の開催通知は、開催の3週間前までに全会員に通知する。
3. 総会の議長には、会長又は会長に指名された者があたる。
4. 総会は連盟の議決機関であり、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (2) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (3) 財産目録についての事項
  - (4) 役員の改選及び規約等の改正
  - (5) 連盟の重要案件
  - (6) その他必要な事項
5. 総会の議事については議事録を作成し、議長のほか総会で指名された議事録署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。会員から要請があれば開示する。

#### 第13条（常務理事会）

- 常務理事会は原則として、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計理事及び常務理事で構成し、必要に応じて会長が召集する。同会には監事、専門委員長を出席させ意見を求めることができる。議長には、理事長または常務理事があたる。
2. 連盟の業務執行は理事会の議決によるが、緊急あるいは会長が必要と認めた時は常務理事会において決定することができる。ただし、決定事項は速やかに理事会へ報告しなければならない。
  3. 常務理事会の議事については議事録を作成し、議長のほか常務理事会で指名された議事録署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。

#### 第14条（理事会）

- 理事会の開催は7日前までに通知し、必要に応じて他の役員の出席を求めることができる。
2. 理事会は、毎年3回以上会長が招集して開催する。

ただし、

    - (1) 会長が認めた時
    - (2) 理事の1/3以上の請求があった時
    - (3) 監事から召集の請求があった時は、会長が臨時に招集することができる。議長には、理事長又は会長が指名した者があたる。
  3. 理事会は、次の事項を審議決定する。
    - (1) 連盟の基本方針策定に関する事項
    - (2) 連盟に関するその他の事項
  4. 理事会の議事については議事録を作成し、理事会で指名された議事録署名人が署名押印のうえ事務局が保管する。

#### 第15条（専門委員会）

- 連盟は業務を円滑に執行するため、別途定める専門委員会を設置することができる。同委員会は、理事長及び理事が推薦する会員により構成され、理事長が統括する。
2. 専門委員会は、理事長が招集し議長には委員長があたる。

## 第4章 会 計

### 第16条 (会計)

連盟の経費は、登録会費・事業収入・補助金・寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

2. 登録会費は年間5,000円（日本マスターズ陸上競技連合・中国マスターズ陸上競技連盟登録経費を含む）とする。
3. 賛助会員の年会費は、2,000円とし、広報紙・大会要項等の会運営に関する情報は事務局から送付する。
4. この連盟の銀行口座の住所は、会計理事宅に置く。
5. 寄付金の一環として「あったかい寄付」基金を設ける。本基金の運用については別途細則に定める。

### 第17条 (年度)

連盟の事業及び会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第5章 補 則

### 第18条 (会員資格の喪失)

会員の資格は、脱会・除名・死亡によって喪失する。

2. 会員の脱会は、書面をもって会長に届け出る。

### 第19条 (除名)

会員が次の各号に該当する場合は本人に弁解の機会を与え、理事会で審議する。その結果により、会長名で除名することができる。

- (1) この連盟の事業に反する行為をした場合
- (2) この連盟の信用を著しく失墜させる行為をした場合

### 第20条 (会費等の不返還)

一度納入した登録会費及び諸納金は、理由の如何を問わず返還しない。

### 第21条 連盟の細則は別に定める。

#### 附 則

- 1 この規約は1981(昭和56)年5月30日から施行する。
- 2 2024(令和6)年度における登録会費については、第16条第2項及び第3項中「5,000」とあるのは「4,500」とし、「2,500」とあるのは「1,500」とする。

#### 附 則

この改正は1983(昭和58)年5月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は1985(昭和60)年4月16日から施行する。

#### 附 則

この改正は1988(昭和63)年3月20日から施行する。

附 則

この改正は1990（平成2）年4月30日から施行する。

附 則

この改正は1993（平成5）年3月30日から施行する。

附 則

この改正は1994（平成6）年12月13日から施行する。

附 則

この改正は1997（平成9）年2月16日から施行する。

附 則

この改正は1999（平成11）年2月13日から施行する。

附 則

この改正は2000（平成12）年2月20日から施行する。

附 則

この改正は2003（平成15）年2月20日から施行する。

附 則

この改正は2007（平成19）年2月25日から施行する。

附 則

この改正は2012（平成24）年2月19日から施行する。

附 則

この改正は2014（平成26）年2月16日から施行する。

附 則

この改正は2017（平成29）年5月14日から施行する。

附 則

この改正は2021（令和3）年2月14日から施行する。

附 則

この改正は2023（令和5）年2月15日から施行する。

附 則

この改正は2024（令和6）年3月17日から施行し、同年1月1日から適用する。